

農地を

『貸したい』方へ

農地を

『借りたい』方へ

話をしてみませんか、

大切な「農地」の

これからのこと。

代々受け継がれ、皆で守ってきた農地。

宮崎県農地バンクは、

「農地」を貸したい人と

借りたい人の間に立って、

貸し借りのお手伝いをします。

美しいふるさとの風景を、これからも

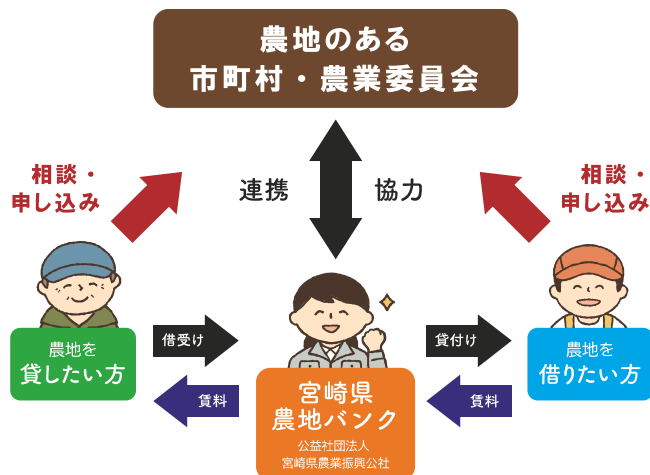
未来につないでゆくために。

集積・集約化で
大切な農地を
有効活用！



農地の貸し借りの仕組み

まずは、農地のある市町村の農政担当課、または農業委員会へご相談ください。



農地の貸し借りの手続き

① 農地の貸し借りに関する相談・申し込み

農地のある市町村・農業委員会の相談窓口で農用地等の貸し借りについて相談や申し込みをしてください（随時）。また、地域計画を作るために地域の話合い活動が行われていますので、ご参加いただき、話をしてみてください。

② マッチング・条件調整等の貸借に関する協議

農地のある市町村・農業委員会においてマッチングや賃料等の貸借条件に関する調整・協議を行います。

③ 貸借契約の締結

協議が整いましたら、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき農地の貸借契約の手続きを行います。

スムーズに
手続きが進むよう
お手伝いします！



農地バンクを活用すると様々なメリットがあります



農地を貸したい方

賃借料は農地バンクを経由するので安心・確実です。

契約期間終了後、農地は必ず返還されます。契約更新も可能です。

要件を満たせば、固定資産税の軽減が受けられます。

相続税、贈与税の納税猶予が継続されます。
(税務署への届け出が必要)



農地を借りたい方

複数の所有者とのやりとりや賃料支払いは、農地バンクに一本化され、事務労力や手数料が軽減されます。

長期間、農地を借りることも可能で、計画的に営農できます。

要件を満たせば、基盤整備や機械導入等の補助事業や資金の活用において優遇措置があります。

法律に基づく手続きによる権利設定ができます。



よくあるご質問



Q.1

地域計画とは何ですか？

A

地域の農業をどのように維持・発展させていくのか、農地を誰が担っていくのか等の方針を地域の話合いに基づいて定める計画です。地域計画には農地1筆ごとに将来誰が担っていくのかを示した「目標地図」も含まれます。詳細は農地のある市町村へお問い合わせください。

Q.2

所有している農地が地域計画の内か外かはどのように分かるのですか。

A

地域計画は市町村が策定し、公告を行っているので、農地のある市町村へお問い合わせください。

Q.3

どんな農地でも借り受けてもらえるのですか。

A

地域計画内の農地であっても、借受希望者が明確でない場合や1号遊休農地の黄色区分である場合、また、地域計画外では借受けを希望する者が見込まれない場合や農用地等として利用することが著しく困難な場合には借り受けることができません。

Q.4

賃料の支払いはいつですか。

A

土地所有者へのお支払いは12月10日です。耕作者は11月10日までに農地バンク指定口座へお支払いいただくこととなります。なお、県内JA口座をお持ちの場合には引き落としができます。

Q.5

貸し付けた農地を契約途中で返してもらえますか。

A

土地所有者・農地バンク・耕作者の間で合意解約ができれば、契約中でも農地を返還することはできます。なお、協力金が交付されている場合は協力金の返還になることがありますのでご注意ください。



関係機関の連絡先一覧はこちら
【公社HP】『関係機関連絡先一覧』

その他よくあるご質問はこちら
【公社HP】『よくあるご質問』



お問合せ・ご相談



(公社)宮崎県農業振興公社 農地一課



0985-78-0210

【メール】

mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp

お気軽に
ご相談ください！